

事務局長に届け出なければならない。

(職 務)

第19条 会長は、この法人を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
3. 専務理事は、この法人の会務を掌理する。
4. 常務理事は、この法人の常務を処理する。
5. 理事は理事会を構成し、業務を議決し執行する。
6. 監事は、次の業務を行う。
 - (1) 法人の財産の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(任 期)

第20条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第21条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事数及び評議員数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。ただし、理事会及び評議員会において、その役員に対し、議決の前に弁明に機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他、役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

第 5 章 理 事 会

(構 成)

第22条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)